平成２９年（フ）第１９３号
福井市新田塚１丁目２番27号、旧住所福井市二の宮４丁目１番５号　パストラルエキタ２203
破産者　山下　邦子
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６６号
名古屋市北区苗田町78番地の２
破産者　中田　　勇
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９６４号
堺市北区南花田町226番地　ロータリービルド南花田307号
破産者　川原　恭彦
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０号
兵庫県豊岡市但東町矢根1300番地
破産者　福富　久一
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第５６１号
広島市安佐南区川内１丁目８番１号
破産者　岡本　　薫
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８１号
福岡市東区香椎駅東１丁目38番６―201号
破産者　宗像　芳夫
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６５号
福岡県春日市春日原東町４丁目68番地　ロイヤルプラザ88Ａ－２号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市春日６丁目127－５
破産者　田窪　茂樹
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７６５号
福岡県春日市白水ヶ丘５丁目14番地　マンション・ヒラリー203号
破産者　平山　幸彦
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２８４号
福岡市南区大楠２丁目11番14―103号
破産者　田中啓三郎
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３６０号
福岡市城南区金山団地52番502号
破産者　石橋　　真
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４８２号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―913号
破産者　宮原　美春
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８３号
大分市大字口戸162番地の３
破産者　廣川　俊憲
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
宮城県大崎市三本木坂本字青山31番地63、旧住所福島県西白河郡矢吹町一本木178番地４
破産者　笠巻　正利
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
金沢市本江町２番20号　サンライズ本江203号、従前の住所金沢市神田２丁目９番14号
破産者　布村　明美
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８２号
岐阜県各務原市蘇原外山町２丁目25番地１
破産者　大平　健一
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３８０号
静岡県浜松市中区富塚町1933番地の１佐鳴湖パークタウンサウス1402、前住所静岡県浜松市中区松城町214番地の43アートフォルム松城401
破産者　田邉ミナミこと　南　　龍順（ＮＡＭ　ＹＯＮＧ　ＳＯＯＮ）
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
熊本県水俣市栄町１丁目６番１号　プロスパビル202号
破産者　長友　金年
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１２１号
大分市高崎３丁目14番９号
破産者　渡邉　大介
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係